

IKIGAI LAW

# インドのDPDP法および DPDP規則への対応

日本企業向け：影響とロードマップ

Ikigai法律事務所データ保護プラクティス部門ヘッド  
ニューデリーオフィスパートナー・インド法弁護士  
スリーニディ・スリニヴァサン (Sreenidhi Srinivasan)

[sreenidhi@ikigailaw.com](mailto:sreenidhi@ikigailaw.com)

注：本プレゼンテーションは議論目的のみであり、特定の論点に関する助言を含まない。



## 私たちは誰か？

受賞歴のある法律・政策分野のファームであり、テクノロジーとイノベーションに明確に焦点を当てている。



## 私たちは何をしているか？

360度のアプローチ(法務、政策、ガバメントリレーションズ)。データ、Eコマース、フィンテック、クラウド、サイバーセキュリティ、新興技術、仲介者責任などの分野におけるセクター別の専門性を有する。

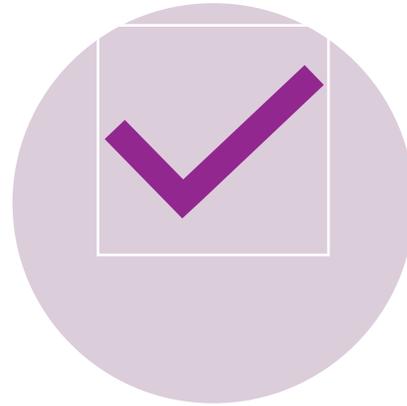


## 誰と仕事をしているか？

テクノロジー企業、スタートアップ、政府、ベンチャーキャピタル、業界団体、シンクタンク。



遵守のためのプロジェクト計画



主要義務に関する実装ガイ  
ダンス



今後の見通し／次に行うべき  
こと

# ステータスとタイムライン—DPDP法およびDPDP規則



- 2025年11月14日、インド政府はDPDP規則を告示し、DPDP法を施行した。
- データ保護委員会（Data Protection Board of India）関連の規定は直ちに効力を生じる（すなわち2025年11月14日）。
- 同意管理人に関する義務は、公表から1年後に施行される（すなわち2026年11月14日）。
- すべての実体的義務（通知、同意、侵害報告等）は、公表から18か月後に施行される（すなわち2027年11月14日）。

# DPDP遵守のためのプロ ジェクト計画

## 第1段階：データの発見および棚卸し（インベントリ化）



- **目的**：チーム横断でデータ取扱い実務の可視性を得ること。
- **文書**：各チームが記入するデータ記録シート／質問票（データ取扱い実務をマッピングするためのもの）。
- **期間**：1～2か月

## 第2段階：ギャップ評価／レディネス評価



- **目的**：組織全体および各チームのデータ取扱い実務が、DPDP法およびDPDP規則と比較してどの程度の水準にあるかをギャップ評価し、次のステップを評価すること。これは、以下のレビューから構成される。
  - **フロントエンド評価（B2C）**：プライバシー通知／ポリシーの提示、利用者同意の取得、利用者権利のための仕組みの提供、全体のUI/UXなど、利用者向けのプロセス。
  - **バックエンド評価（内部）**：データ棚卸しの作成、侵害報告メカニズムの実装、データ削除のためのSOP（標準作業手順書）の作成など、バックエンドのプロセス。
  - **契約面（B2B）**：ベンダー、サービス提供者、パートナー、従業員との契約。第三者にデータを（i）どのように共有しているか、（ii）第三者からデータをどのように受領しているかを把握する。責任上限を設定するため契約を再交渉する。

## 第2段階：ギャップ評価／レディネス評価（続き）



- **文書：**

- 法令上の要件、組織の現行データ取扱い実務、遵守上のギャップを対応付けたギャップ評価レポート。
- ギャップを埋め、法令を遵守するための次のステップ／アクション項目のロードマップ／遵守文書。
- 契約に追加するデータ保護アデンダム／条項。

- **期間：**2～3か月

## 第3段階：文書／ポリシーのドラフティング

- **目的**：DPDP法およびDPDP規則を遵守するために必要な社内外文書を整備すること。
- **文書**：
  - ウェブサイト・プライバシーポリシー／プライバシー通知
  - クッキー通知
  - データ保持および廃棄に関するポリシー
  - 利用者のデータに関する申請（リクエスト）への対応ポリシー
  - 侵害／インシデント対応ポリシー
  - 従業員向けプライバシー通知
  - 従業員ハンドブック
- **期間**：2か月

# 主要義務に関する実装ガイド ダンス

## 要件

- 明確かつ平易な言葉で提示されること。
- 利用者に提供される他の情報から独立して理解できること。
- 利用者が十分な情報に基づく同意を与えられるようにするため、「詳細の公正な説明」を含むこと。
- 特定の目的に紐づけられた個人データの項目別リスト、ならびに商品・サービスまたは利用目的の具体的な説明を含むこと。
- 利用者が同意を撤回し、権利を行使し、データ保護委員会に苦情申立てを行えるようにするための、ウェブサイト／アプリへのリンクを含むこと。

## 何をすべきか

- プライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクを設けるだけでは足りない。サインアップ時に、より詳細な通知を提供すること。
- プライバシーポリシーを更新すること。処理するデータの網羅的な一覧（いわゆる laundry list）を作成し、それを特定の目的に対応付けること。
- UI／UXを見直し、UI自体で通知を提供すること。階層型通知、中間画面、ドロップダウン等を用いたスマートなデザインを検討すること。

**Privacy Settings**

This tool helps you to select and deactivate various tags / trackers / analytic tools used on this website.

[Privacy Policy](#) [Legal Notice](#)

**Categories** Services

**Functional**  
These technologies enable us to analyse the use of the website in order to measure and improve performance.  × ▾

**Marketing**  
These technologies are used by advertisers to serve ads that are relevant to your interests.  × ▾

**Essential**  
These technologies are required to activate the core functionality of the website.  ✓ ▾

**Save Services** **Deny** **Accept All**

ポップアップによる同意



1



2

3

# 通知および同意

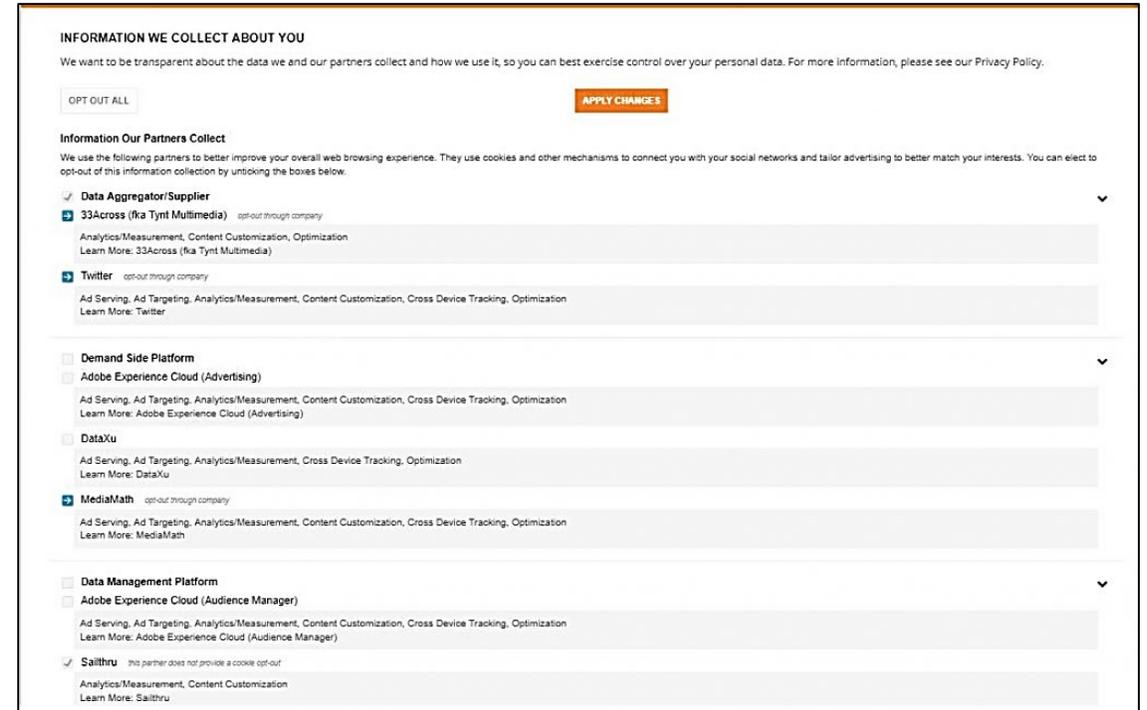
機能しないおそれがあるもの：

By signing up, I agree to [terms](#)

+91

Continue

ハイパーリンク付きの包括的同意



**INFORMATION WE COLLECT ABOUT YOU**

We want to be transparent about the data we and our partners collect and how we use it, so you can best exercise control over your personal data. For more information, please see our Privacy Policy.

**Information Our Partners Collect**

We use the following partners to better improve your overall web browsing experience. They use cookies and other mechanisms to connect you with your social networks and tailor advertising to better match your interests. You can elect to opt-out of this information collection by unticking the boxes below.

- Data Aggregator/Supplier**
  - 33Across (fka Tynt Multimedia)** opt-out through company  
Analytics/Measurement, Content Customization, Optimization  
Learn More: 33Across (fka Tynt Multimedia)
  - Twitter** opt-out through company  
Ad Serving, Ad Targeting, Analytics/Measurement, Content Customization, Cross Device Tracking, Optimization  
Learn More: Twitter
- Demand Side Platform**
  - Adobe Experience Cloud (Advertising)**  
Ad Serving, Ad Targeting, Analytics/Measurement, Content Customization, Cross Device Tracking, Optimization  
Learn More: Adobe Experience Cloud (Advertising)
  - DataXu**  
Ad Serving, Ad Targeting, Analytics/Measurement, Cross Device Tracking, Optimization  
Learn More: DataXu
  - MediaMath** opt-out through company  
Ad Serving, Ad Targeting, Analytics/Measurement, Content Customization, Cross Device Tracking, Optimization  
Learn More: MediaMath
- Data Management Platform**
  - Adobe Experience Cloud (Audience Manager)**  
Ad Serving, Ad Targeting, Analytics/Measurement, Content Customization, Cross Device Tracking, Optimization  
Learn More: Adobe Experience Cloud (Audience Manager)
  - Sailthru** this partner does not provide a cookie opt-out  
Analytics/Measurement, Content Customization  
Learn More: Sailthru

事前にチェックされた同意ボックス

## 要件

- 収集目的が達成された時点でデータを削除すること。期限の決定には柔軟性がある。
- 特定の事業者（利用者が2000万人の電子商取引プラットフォームおよびソーシャルメディア仲介者、利用者が500万人のオンラインゲーム仲介者）については、不活動が3年継続した非アクティブ利用者の個人データを削除すること。
- 事業者は、国家安全保障上の目的、法的目的、または重要データ受託者（SDF）の評価の目的のために、個人データ、トラフィックデータ、処理ログを少なくとも1年間保持しなければならない。1年経過後は、他の法令によってより長い保持が求められる場合を除き、当該データを削除しなければならない。
- 不活動（Inactivity）とは、利用者が、アカウントにログインしない、連絡を開始しない、権利を行使しないことをいう。3年のカウントダウンは、規則が効力を生じた時点または利用者の最終インタラクションのいずれか遅い方から開始される。
- 削除の48時間前までに当該利用者へ通知すること。
- 例外：法令遵守（税務、会計等）のために必要なデータ、利用者が自己のアカウントにアクセスできるようにするために必要なデータ、ならびにトークンにアクセスして発生済みのベネフィットを取得するために必要なデータ。

## 何をすべきか

- アカウントが休眠状態にある場合に内部フラグを付すことを含め、削除プロトコルを確立すること。
- 削除の48時間前までに、アプリ内通知／電子メール／SMSにより利用者に通知すること。
- 複数の適用法令の下で保持している各レコードについて、保持期間を評価すること。
- 個人データを1年間保持するためのシステムを確立すること。
- 記録の定期的なレビューを実施すること。保持および削除要件について従業員の意識を高めること。

## 要件

- データ侵害が発生した場合、直ちに以下に報告すること。
  - 影響を受けた個人に対しては、侵害の詳細、想定される結果、軽減措置、当該個人自身が講じ得る軽減措置、ならびにデータ受託者に代わって当該個人からの問い合わせに対応する担当者の連絡先を提供すること。
  - データ保護委員会に対しては、侵害の説明、その性質、範囲、発生時期、発生場所、および想定される影響を報告すること。
- また、侵害の事実、是正措置および軽減措置、ならびに侵害の責任を負う者の詳細を含め、72時間以内にデータ保護委員会に対して詳細報告を行うこと。

## 何をすべきか

- インシデント対応プロトコルを、規制要件に適合するよう再調整すること。
- 侵害を特定し報告できるよう、部門横断で社内研修を実施すること。
- 以下を満たすための社内ワークフローを整備すること。
  - データ保護委員会への報告要件
  - インド・コンピュータ緊急対応チーム（CERT-In）への報告義務
  - 該当する場合には、分野別の規制要件
- 影響を受けた個人に対して、適時に情報提供が行われることを確保すること。
- 想定される複数のシナリオに対応できるよう、テンプレートおよびSOP（標準作業手順書）を整備すること。
- 法務、技術、広報チーム間の円滑な連携を促進するためのプロトコルを構築すること。

## 要件

- 利用者がデータへのアクセスや消去を請求するための方法を、明確かつ容易にアクセスできる形で公表すること。
- DPDP規則の下で利用者が自己の権利を容易に行使できるようにするための仕組みを実装すること。

## 何をすべきか

- データアクセス請求やデータ削除請求など、利用者の権利行使に関するプロセスを自動化すること。
- データ保護に関する利用者からの問い合わせに対応するため、専用サポートポータルやヘルプラインなど、明確なコミュニケーション窓口を整備すること。
- 例えば、利用者が自己の個人データに容易にアクセスし、修正し、削除できるようにするための、利用者にとって使いやすいダッシュボードをプラットフォーム上に提供すること。

Delete my account

Are you sure you want to delete your account? Please read how account deletion will affect.

**Account**  
Deleting your account removes personal information from our database. Your email becomes permanently reserved and same email cannot be re-used to register a new account.

**Membership**  
Deleting your account does not cancel paid Membership. If you would like to cancel your membership please visit app store.

**Email Subscription**  
Deleting your account will unsubscribe you from all mailing lists.

Delete

Delete my account

Please take a moment to tell us why you wish to delete your account?

- I have created an account by accident
- I accidentally entered my password as the username
- I want to stop receiving emails
- I no longer want to comment
- I am concerned about my privacy online
- I was asked to create an account in order to become member/ subscriber
- Other

**Confirm Account Deletion**

Enter Password

Delete

例:  
ユーザーの権利

## 要件

- プラットフォーム上に苦情担当者（グリーンバンス・オフィサー）の事業者連絡先を表示すること。
- 利用者からの苦情に対する対応期限（90日を超えない期間）を公表すること。

## 何をすべきか

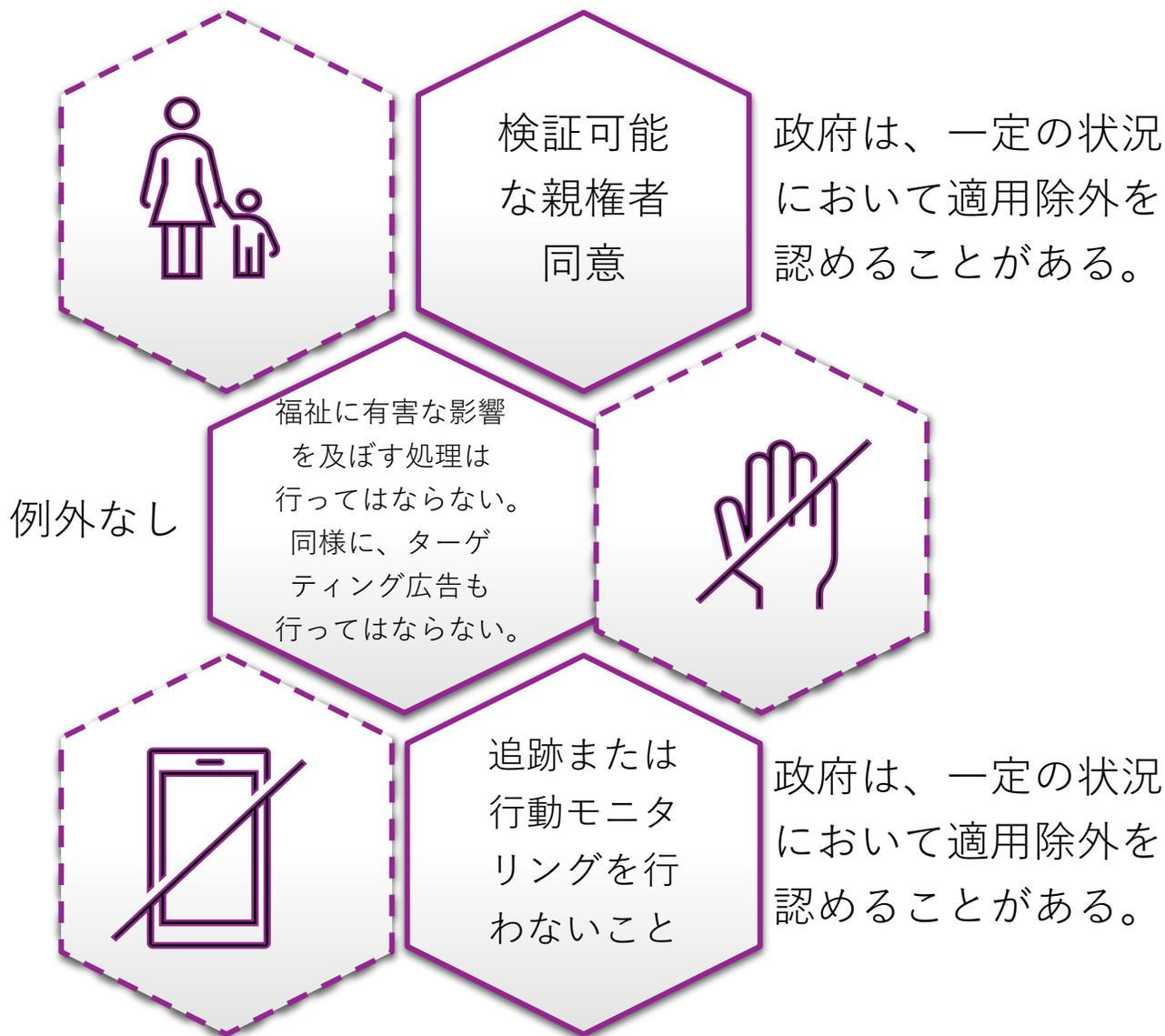
- 苦情救済のための強固なプロセスを整備すること。
- 対応および救済に関する期限を設定すること。
- 可能な範囲で、セルフサービス型メニューなどの自動化された対応手段を導入すること。

## 要件

- 事業者は、以下を含む合理的なセキュリティ保護措置を実装しなければならない。
  - 暗号化、難読化、マスキング、および仮想トークンのマッピング。
  - コンピュータ資源への厳格なアクセス制御。
  - 無権限アクセスを検知するためのモニタリングおよびログ記録。
  - データ侵害が生じた場合でも処理を継続できるようにするためのデータバックアップ。
  - 少なくとも1年間のログの保持。
  - データ処理者との契約において、セキュリティ要件を盛り込むこと。

## 何をすべきか

- 既存のセキュリティ対策を見直し、規則で定められた最低基準を満たすよう更新すること。
- DPDP規則と概ね整合するISO/IEC 27001などの国際標準に整合させること。
- 必要なセキュリティ保護措置を盛り込む形で、データ処理者との契約を更新すること。



## Age:

子ども：18歳未満

ただし、処理活動が「検証可能な安全な方法」で行われる場合には、より低い年齢が定められることがある。

## 要件

- 子どものデータを処理する前に、親権者の検証可能な同意を取得するための、適切な組織的および技術的措置を確保すること。子どもとは、**18歳未満**のすべての利用者をいう。
- 同意を与える者が成人であることを確認するための「デューデリジェンス」を実施すること。
- 親権者が当該プラットフォームの既存利用者である場合には、データ受託者が保有している年齢および本人確認に関する「信頼できる情報」を用いること。
- 親権者が新規利用者である場合には、本人が任意に提供する年齢および本人確認情報、または政府により認可された主体が発行したトークンを用いること。

## 何をすべきか

- インターネット全体を年齢制限（エイジゲーティング）の対象とすることを意味するのかは明確ではない。より現実的な解釈としては、子ども向けに設計されたプラットフォーム、または利用者が子どもであることを認識しているプラットフォームのみが、年齢制限措置を講じる必要があると考えられる。
- 年齢確認の方法については、自己申告型、ニュートラルな年齢ゲート、第三者を通じた年齢トークンの利用、その他の高度な手段など、どの方式を採用するかを評価すること。
- 親権者同意の取得方法についても、登録済みのクレジットカード情報、行動データ、政府発行の身分証明書など、どの手段を用いるかを検討すること。
- また、適用除外が存在するかを評価すること。適用除外がない場合には、子どもを追跡またはモニタリングせず、また、子どもに対してターゲティング広告を表示しないよう、システムを再設計すること。

## 年齢確認（エイジゲート）の例

Mobile number

I certify that I am above 18 years

CONTINUE

Name 0 / 50

Email

**Date of birth**  
This will not be shown publicly. Confirm your own age, even if this account is for a business, a pet, or something else.

Month ▼ Day ▼ Year ▼

## 要件

- データ受託者：中央政府が定める、外国政府または外国の事業者との間でデータを共有するための条件を満たすことを前提として、データ移転は認められる。
- 重要データ受託者：一定の種類 of データについては、移転が制限される。これらのデータの区分については、政府が設置する委員会の勧告に基づき、通知される予定である。

## 何をすべきか

- すべての越境データ移転について、政府が定める条件を遵守していることを確保すること。
- 重要データ受託者に指定された場合には、将来的にデータ・ローカライゼーション要件が課される可能性に備えること。

## 要件

- 年次のデータ保護影響評価（DPIA）および監査（必要に応じて独立した第三者による監査）を実施すること。
- DPIAおよび監査の結果をデータ保護委員会に提出すること。
- アルゴリズム・ソフトウェアを含む技術的措置について、データ主体の権利に対する潜在的リスクがないかを検証すること。
- 個人データおよびトラフィックデータの越境移転に関して課され得る制限を遵守すること。

## 何をすべきか

- 財務情報、健康データなどの機微なデータ、または大量のデータを処理する事業者は、重要データ受託者（SDF）に指定される可能性を念頭に置き、事前の準備を検討することが望ましい（現時点では、SDFの指定対象についての追加的な指針は示されていない）。
- また、事業における人工知能（AI）および機械学習（ML）の利用について、利用者の権利侵害が生じ得ないかを特定・評価できるよう整合させること。

## 要件

- 政府は、国家安全保障、法令遵守、または重要データ受託者の指定に関する評価のために、情報の提出を求めることができる。

## 何をすべきか

- 要請に対応するための強固な社内体制を整備すること。
- 迅速な対応期限に応じられるよう、常に準備を整えておくこと。

# データ保護委員会

## 構成 (Composition)

- 委員会は、中央政府により任命される委員会議長およびその他の委員から構成され、合計4名とされる。本部はデリー-NCRに置かれる。
- 委員会議長の選任のために、選考・選定委員会 (Search-cum Selection Committee) が設置される。
- 委員会議長の選任に係る選考・選定委員会は、(a) 内閣官房長官 (Cabinet Secretary)、(b) 電子・情報技術省 (Ministry of Electronics & IT) 次官、(c) 法務省法務局 (Department of Legal Affairs) 次官、(d) 委員会にとって有用となり得る分野について特別の知識または実務経験を有する著名な専門家2名から構成される。
- 委員の選任に係る選考・選定委員会は、(a) 電子・情報技術省次官、(b) 法務省法務局次官、(c) 著名な専門家2名から構成される。

## 資格要件 (Qualification)

- 委員会議長および委員は、能力、廉潔性および社会的評価を備えた個人でなければならない。
- また、次の分野における特別の知識または実務経験を有することが求められる。すなわち、データ・ガバナンス、消費者保護法および社会法の運用または実施、紛争解決、情報通信技術、デジタル経済、法、規制またはテクノ規制、その他中央政府の判断により委員会に有用と認められる分野である。
- さらに、委員のうち少なくとも1名は、法分野の専門家でなければならない。

## 委員会の権限

- 侵害が発生した場合には、緊急の是正措置または緩和措置を指示することができる。
- DPDP法に定められたとおり、侵害について調査を行い、課徴金を科すことができる。
- 個人データ侵害、またはデータ受託者もしくは同意管理人による違反に関して、データ主体から提起された苦情について調査を行う。
- 同意管理人の登録に関連する違反についても調査を行うことができる。
- 仲介者の義務に関して中央政府から付託された違反についても調査を行うことができる。
- 関係者の意見を聴取した上で、是正措置を命ずる拘束力のある指示を発出することができる。

## 委員会の運営

- 委員会はデジタルオフィスとして機能し、いかなる個人についても物理的な出席を必要としない形で手続を行うため、技術的・法的措置を採用することができる。

対象事項	制裁金額の上限
合理的なセキュリティ保護措置を講じなかった場合。	25億インドルピー （約43億円）
侵害通知を行わなかった場合	20億インドルピー （約34億円）
子どものデータ—追加的義務を遵守しなかった場合。	20億インドルピー （約34億円）
重要データ受託者—追加的義務を遵守しなかった場合。	15億インドルピー （約26億円）
その他の規定に違反した場合。	5億インドルピー （約9億円）

- 委員会の命令または指示に不服のある者は、上訴審裁判所（Telecom Disputes Settlement and Appellate Tribunal）に対して不服申立てを行うことができる。
- 不服申立ては、原則として委員会の命令を受領した日から60日以内に行わなければならない。ただし、遅延について正当な理由がある場合には、この限りではない。
- 上訴審裁判所は、当事者に意見を述べる機会を与えた上で、当該命令を維持し、変更し、または取り消すことができる。
- 不服申立ては、6か月以内に処理されなければならない。これができない場合には、その理由を記録しなければならない。
- 不服申立ておよび関連書類は、電子的手段により提出しなければならない。不服申立てに係る手数料は、1997年電気通信規制庁法（Telecom Regulatory Authority of India Act, 1997）に基づく不服申立てに適用される手数料と同一とされる。
- 上訴審裁判所はデジタルオフィスとして機能し、物理的な出席を必要としない形で手続を行うため、技術的・法的措置を採用する。
- 上訴審裁判所は民事訴訟法に拘束されないが、自然正義の原則に従って手続を行い、その手続は自ら定める。

## 代替的紛争解決 (Alternative Dispute Resolution)

- 委員会は、当該苦情が調停により解決可能であると判断した場合には、当該苦情について調停による解決を指示することができる。

## 自発的履行約束 (Voluntary undertaking)

- 委員会は、手続のいかなる段階においても、いかなる者からの自発的履行約束を受理することができる。
- 自発的履行約束には、次の内容を含めることができる。
  - (a) 委員会が定める期間内に実施すべき行為、または実施してはならない行為
  - (b) 委員会が必要と認める場合には、当該履行約束を公表すること
- 委員会は、当該履行約束を行った者の同意を得た上で、自発的履行約束の内容を変更することができる。
- 自発的履行約束が受理された場合、当該履行約束に関連する事項については、その履行約束の条件が遵守されている限り、本法に基づく追加的な手続は行われぬ。
- もっとも、当該者が自発的履行約束の条件を遵守しなかった場合には、それ自体が本法違反を構成する。
- この場合、委員会は、当該者に意見を述べる機会を付与した上で、必要な措置を講じることができる。



IKIGAI LAW

# Thank you

Contact us:

[pallavi@ikigailaw.com](mailto:pallavi@ikigailaw.com)  
[sreenidhi@ikigailaw.com](mailto:sreenidhi@ikigailaw.com)